

平成 30 年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
における先端設備等導入計画の取り扱いについて

(全 国 事 務 局)
全国中小企業団体中央会

ものづくり補助金においては、平成31年1月31日までに固定資産税の特例
率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が
「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新た
に申請し、認定を受けた場合、補助率を1／2以内から2／3以内に嵩上げす
るとともに、審査においても加点を行うこととしております。

この「新たに申請し、認定を受けた場合」とは、補助事業者が今後、新たに
導入する設備について、市区町村に先端設備等導入計画を申請していること
としており、その計画が「新規申請」であっても、「変更申請」であっても認定を
受ければ2／3要件、及び加点となります。

また、平成30年12月20日以前に申請した先端設備等導入計画に記載し
た設備が未導入であり、その導入時期のみの変更を申請されようとする場合
でも市区町村により「変更申請」で認められる場合がございますので、窓口で
ご相談ください。